

新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の臨地実習の  
在り方に関する有識者会議

## 第2回有識者会議 臨地実習の実態と課題について

社会福祉法人恩賜財団済生会  
大阪府済生会中津病院  
今西裕子

# 1. 看護基礎教育における臨地実習の受け入れについて現状と課題について

コロナ禍において

安全で安心して  
臨地実習を実施  
するための基本方針

看護基礎教育における臨地実習は、知識・技術を看護実践の場面で適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解する能力を養う大変重要な体験学習です。しかし現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、実習施設での学生の受け入れ制限や実習時間の短縮・中止等の状況が発生しており、臨地実習での学びの機会が脅かされています。今後、臨地実習を行うためには、どのような準備や確認が必要か、早急に検討して対応を示す必要があるということで、大阪府行政、大阪府内の看護系大学、看護学校協議会、看護管理者、大阪府看護協会からなるワーキンググループを編成し検討結果をまとめました。この方針を参考に、学生・学校・実習施設

公益社団法人 大阪府看護協会  
「コロナ禍において安全で安心して臨地実習を実施するための基本方針」より

## 11月 大阪府看護協会にて「コロナ禍における臨床実習ガイドライン(後に基本方針)作成」ワーキング発足

参加者

大阪府健康医療部医療対策課	課長補佐 総括主査	澤井朋子 尾崎倫子
認定看護管理者会		近畿ブロック役員 千種保子(八尾市立病院) 大阪府看護協会府東支部理事
全国済生会看護部長会		役員幹事 今西裕子(大阪府済生会中津病院) 大阪府看護協会市北支部理事
大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻 大手前大学国際看護学部看護学専攻科		教授 大野ゆう子 教授 山本純子 大阪府下看護系大学情報交換会
藍野大学医療保険学部看護学科		学科長 本多容子 大阪府下看護系大学情報交換会 教授 西上あゆみ 大阪府下看護系大学情報交換会
大阪府看護学校協議会		会長 鳥井元純子(美原看護専門学校) 副会長 水方智子(松下看護専門学校)
大阪府看護協会	会長 専務理事 常務理事 教育研修部長	高橋弘枝 千葉鐘子 小野恵美子 藤井照代

# ワーキングでの現状と課題

(11月～3月まで5回開催)

(11月時点で大阪府はフェイズ4感染者は増加傾向)

## 学校側 (病院・施設に対して)

### ① 詳細なマニュアルを作成して感染対策をしている

- ・健康管理の方法から、マスクの所持管理方法、学内での過ごし方など
- ・病院に併設されている大学などは病院の職員の予防対策に準じて行っている

### ② 実習施設によって学校に求める対策や方法が違うので教員や学生が戸惑うことがある

- ・実習の可否以外に検温の回数や基準、予防用具まで違いがある
- ・事前PCR検査の条件(費用の問題)、必要な衛生材料や用具の問題

### ③ 老年や在宅実習は「家族さえ会えないのに」と実習を拒まれる

- ・倫理的な課題もあるが、検討や対策が不十分

## 学校側 (学生・保護者に対して)

### ① 保護者も学生もこの時期に実習に行かなくてもよいのではと考えている

- ・病院の感染対策に対する説明不足
- ・医療職を目指すことの基本的な役割や課題を共通認識する重要性(感染症やその他院内感染など)

## 臨床側（学校に対して）

### ①臨床としての学生用のマニュアルがない

- ・基本的には職員の規定と同様のもの
- ・学校側のマニュアルは学校によって違いがあり、臨床でも混乱している

### ②情報共有が不足しており、コロナ禍で何を優先して学ばせるか共通認識が不足

- ・病院は当初、患者・職員のコロナ対策に追われており、病院のマニュアル整備に追われていた
- ・対策において病院間で格差があることも認識されていなかった

### ③健康管理はどこが責任を持つのか

- ・学生のコロナ罹患や学生からの病院への持ち込みの可能性について十分な話し合いや検討ができていない
- ・事前PCR検査の条件（費用の問題）、必要な衛生材料や用具の問題など

## 臨床側（臨床に対して）

### ①実習環境整備をすることは、コロナ禍において新人看護師をどのように育成するのかという臨床自らの課題に取り組む準備となる

- ・コロナ禍における実習環境を整備することはこれからの新人看護師育成の方法やガイドラインの見直しなどの足がかりとなる



# コロナ禍において 安全で安心して 臨地実習を実施 するための基本方針

看護基礎教育における臨地実習は、知識・技術を看護実践の場面で適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解する能力を養う大変重要な体験学習です。しかし現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴い、実習施設での学生の受け入れ制限や実習時間の短縮・中止等の状況が発生しており、臨地実習での学びの機会が脅かされています。今後、臨地実習を行うためには、どのような準備や確認が必要か、早急に検討して対応を示す必要があるということで、大阪府行政、大阪府内の看護系大学、看護学校協議会、看護管理者、大阪府看護協会からなるワーキンググループを編成し検討結果をまとめました。この方針を参考に、学生・学校・実習施設の三者間で共通の認識をもちながら、安全で安心して臨地実習を行えるようご活用ください。

## 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染経路は、目や鼻、口の粘膜から感染する飛沫および接触感染が主とされている。COVID-19は無症状でも感染していることがあるため、自らが感染源になりうることを自覚し、また、すべての方が感染者かもしれないという危機感をもって感染対策を行う必要がある。臨地実習においては、学生、学校、実習施設それぞれが、COVID-19について正しく理解した上で、適切な感染対策を実施し、感染およびその拡大リスクの低減に可能な限り努める。また、学生および看護実習対象者(担当患者・利用者)の安全を最優先とし、学生に不利益のない学習環境の確保に努め、安心して臨地実習が行われるようにする。

### 濃厚接触者の定義

「患者(確定例)\*」の感染可能期間(発症2日前~)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である

- ▶ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ▶ 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ▶ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ▶ その他：手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

\*「患者(確定例)」とは、「新型コロナウイルス感染症の臨床的特徴を有し、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和3年1月8日版)

濃厚接触者の定義から、医療従事者の暴露のリスクを以下のように考える ▶ 右図

- 患者、学生、指導者など、お互いにマスク(布やウレタンではなく、不織布マスクが望ましい)を装着した状態の場合は低リスクである。
- 相手がマスクをしていない場合、自分がマスクを装着し、アイシールドやフェイスシールドを装着していた場合は低リスクである。
- 手で触れることのできる距離で15分以上接触があっても、必要な感染予防策をしていた場合は、低リスクである。

## 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は目や鼻、口の粘液から感染する飛沫および接触感染が主といわれている。COVID-19は無症状でも感染していることがあるため、自らが感染源になりうることを自覚し、また、すべての方が感染者かもしれないという危機感をもって感染対策を行う必要がある。

臨地実習においては**学生、学校、実習施設**それぞれが、COVID-19について正しく理解した上で、適切な感染対策を実践し、感染およびその拡大リスクの低減に可能な限り努める。また、学生および看護実習対象者(担当患者・利用者)の安全を最優先とし、学生に不利益のない学習環境の確保に努め、安心して臨地実習が行われるようにする。

公益社団法人 大阪府看護協会  
「コロナ禍において安全で安心して臨地実習を実施するための基本方針」より

## ワーキングが重要と考えた点

- ①臨地実習を進めるための方針を作成する(実習の重要性)
- ②当初はガイドライン作成としたが、マニュアルやガイドラインのように強制的なものではなく、基本的な方針に沿って学校や施設がアレンジできればよい何よりも学生自身が手にとって、自ら行動できるガイドになればよい

**学生、学校、実習施設の三者にとって目的や方向性が示せること  
それぞれが役割を果たすための行動の手引きになること**

- ③基本方針をもとに学校、施設側が共通に話し合うツールにできること
- ④濃厚接触者、感染者など不安を感じる用語の定義や実習可能な条件を記載したことで学生の不安の軽減につなげること
- ⑤医療者を目指す学生に対して自らの行動指針につながる情報を提供したこと
- ⑥実習施設側の環境作り(ハード面、ソフト面)の提案になること



図 医療従事者の暴露のリスク評価と対応



日本環境感染学会. 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド. 第3版, 2020を参考に作成

## 2 実習可能な条件

実習開始日の14日前から実習期間中に、以下の内容を満たす場合のみ実習施設に赴き、実習を行うことができる  
 (※学校・実習施設の基準に準ずる)。

- 本人(および同居者)に、渡航歴がないこと(過去14日以内)
- 本人(および同居者)が、COVID-19陽性もしくは濃厚接触者でないこと
- 本人(および同居者)が、COVID-19を疑う症状(発熱を含む)がないこと
- 外出時は、マスク着用、手洗いなどの感染予防対策を徹底していること
- 不要・不急の外出・宿泊を避け、人が密集・密接・密閉する空間に行っていないこと
- 体温測定および健康観察を行い、行動履歴(用紙例はp.4参照)とあわせて記録していること
- 知人との会合をしていないこと

### 健康観察・行動履歴シート(例)

※体温測定の間、回数は実習施設の取り決めに準ずる

日付	測定時間		健康観察		行動履歴
	体温		記入例		
4/6 (火)	6:30	36.3℃	<input checked="" type="checkbox"/> 症状なし	<input type="checkbox"/> 咳嗽 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 息切れ・呼吸困難 <input type="checkbox"/> 鼻閉・鼻汁 <input type="checkbox"/> 嗅覚・味覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他( )	朝食：1人で食べる。通学時、授業中はマスク。 昼食：弁当を教室の自分の席で。 買い物：マスクあり。 夕食：同居の家族と家で。家の中ではマスクなし。
/	:	℃	<input type="checkbox"/> 症状なし	<input type="checkbox"/> 咳嗽 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 息切れ・呼吸困難 <input type="checkbox"/> 鼻閉・鼻汁 <input type="checkbox"/> 嗅覚・味覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他( )	
/	:	℃	<input type="checkbox"/> 症状なし	<input type="checkbox"/> 咳嗽 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 息切れ・呼吸困難 <input type="checkbox"/> 鼻閉・鼻汁 <input type="checkbox"/> 嗅覚・味覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他( )	どこで、誰と、 何人で行動していたのか、 マスク装着の有無 などを記載
/	:	℃	<input type="checkbox"/> 症状なし	<input type="checkbox"/> 咳嗽 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 息切れ・呼吸困難 <input type="checkbox"/> 鼻閉・鼻汁 <input type="checkbox"/> 嗅覚・味覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他( )	
/	:	℃	<input type="checkbox"/> 症状なし	<input type="checkbox"/> 咳嗽 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 息切れ・呼吸困難 <input type="checkbox"/> 鼻閉・鼻汁 <input type="checkbox"/> 嗅覚・味覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他( )	
/	:	℃	<input type="checkbox"/> 症状なし	<input type="checkbox"/> 咳嗽 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 息切れ・呼吸困難 <input type="checkbox"/> 鼻閉・鼻汁 <input type="checkbox"/> 嗅覚・味覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他( )	

公益社団法人 大阪府看護協会  
 「コロナ禍において安全で安心して臨地実習を実施するための基本方針」より

### 3

## 学生・学校・実習施設 それぞれの臨地実習における 感染対策・注意事項

# 学生

学生として  
安全で安心して臨地実習を行うための  
心構えや行動について

学生は定められた感染対策方法や日常生活上の注意事項を守り、健康に留意するとともに、医療従事者の一員であるという自覚と責任を持って行動する。また、少しでも不安に思うことがあれば一人で抱え込まず、いつでも教員へ相談する。

## 1 実習開始2週間前～実習終了後まで CHECK!

- 規則正しい生活を心掛け、食事・睡眠を十分にとり、体調管理に努める
- 毎朝、体温測定および健康観察を行い、行動履歴とあわせて記録する

健康観察の項目

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)発症時の程度が高い症状を確認する

- ① 咳嗽 ② 咽頭痛 ③ 倦怠感 ④ 頭痛
- ⑤ 息切れ・呼吸困難 ⑥ 鼻閉・鼻汁
- ⑦ 嗅覚・味覚障害 ⑧ 下痢

いつでも先生に相談してね



- 上記以外で気になる症状がある場合や、不安に思うこと・心配なことがある場合は、いつでも教員に相談する

## 2 実習中 CHECK!

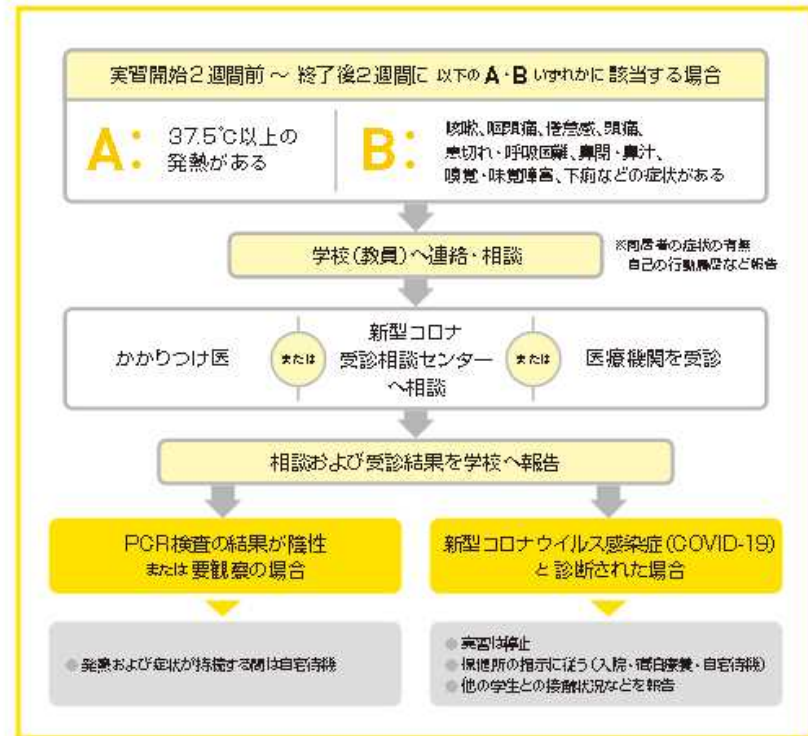
- 毎朝、体温測定および健康観察を行い、37.5℃以上の発熱や、COVID-19を疑う症状、その他気になる症状がある場合は、教員に報告し指示を仰ぐ

- ① 発熱の判断については、実習施設の基準がある場合はそれに従う
- ② 発熱やCOVID-19を疑う症状がある場合は、[フロー図\(p.7\)](#)を参照し、行動する

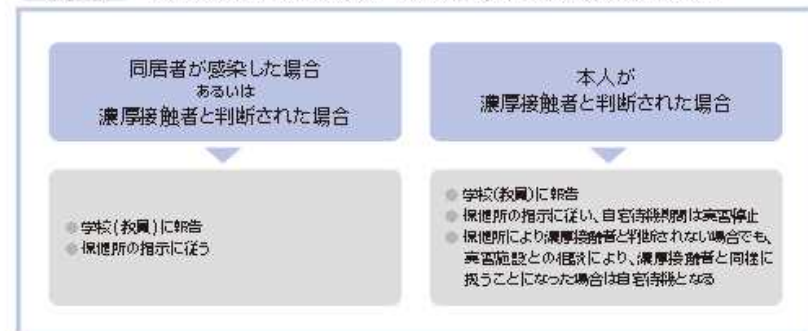
- 無理をせず、体調に不安があれば教員に申し出る
- 常にサージカルマスクを着用する

- ③ 実習施設用マスクは毎日交換し、通学用とは区別しておく

### フロー図 発熱などの症状がある場合



### フロー図 同居者が感染 あるいは本人・同居者が濃厚接触者と判断された場合





# 学校

学校として  
安全で安心して臨地実習を行うために  
準備・確認を要すること

学生が安全で安心して臨地実習が行えるように、学生および看護実習対象者(担当者・利用者：以下、実習対象者)の安全を最優先とし、実習施設と緊密な連携を図り、実習環境の調整や学習機会確保に努める。学生が適切に感染対策に取り組みながら臨地実習ができるように支援するとともに、学生の不安や心配事についてもサポートし、それらを緩和できるように働きかける。

## 1 実習前

CHECK!

- 実習施設に確認し、検討および調整を行う

### ① 実習施設での感染対策

① 実習対象者の選定、実習の達成目標、実習内容や方法(侵襲的な処置およびエアロゾルが発生する状況時のケア実施の可否および感染対策について)

① 学生が37.5℃以上の発熱や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を疑う症状があったとき、COVID-19と診断されたとき、濃厚接触者と判断されたときの報告体制や対応方法

- 本基本方針に沿って、学生にCOVID-19および感染対策について説明する(実習施設での感染対策も含む)
- 実習施設に、学生に指導している実習前・中・後の感染対策について説明する
- 学生には実習開始2週間前から毎朝の体温測定および健康観察・行動履歴の記録を求め、37.5℃以上の発熱や、COVID-19を疑う症状、その他気になる症状がある場合は報告するよう説明する(実習終了後2週間も同様)
- 教員も実習開始2週間前から体温測定および健康観察を行い、行動履歴とあわせて記録する
- 学生が **2 実習可能な条件** (p.3) を満たしていることを確認する
- 必要時には学生の家族(保護者)に対し、臨地実習における感染対策について説明する

## 2 実習中

CHECK!

- 毎朝、学生が37.5℃以上の発熱やCOVID-19を疑う症状がないか、体調確認を行う(感染症を疑う症状があった場合は以下および フロー図(p.7) 参照)
- 学生には、無理をしないこと、体調の不安があれば教員に申し出ることを徹底する
- 更衣室や食事休憩時など、密にならないように場所や時間を調整する

- 学生が正しく感染対策を実施しているか適宜確認し、指導する
- 学生が使用する感染対策物品(マスクや消毒物品など)の準備について、実習施設と調整を行う
- 学生の同居者が感染者、あるいは濃厚接触者と判断された場合は、速やかに教員に報告するよう説明する。保健所により学生が濃厚接触者と判断された場合は以下および フロー図(p.7) 参照



## 学生に COVID-19 を疑う症状がある場合

- 37.5℃以上の発熱や、COVID-19を疑う症状がある場合は、実習を停止(発熱の判断については、実習施設の基準に準ずる)  
→ かかりつけ医や新型コロナ受診相談センターに相談または、医療機関への受診を促し、結果を報告するよう指示する
- 当該学生から同居者や近い人の状況、他の学生との接触状況を確認し、実習施設へ状況を報告、今後の対応について協議する

## 学生が濃厚接触者と判断された場合

- 保健所の指示に従い、自宅待機期間は実習を停止する
- 保健所により濃厚接触者と判断されない場合であっても、実習施設と相談した結果、濃厚接触者と同様に扱うことになった場合は、当該学生を一定期間、自宅待機とする

## 学生が COVID-19 と診断された場合

- 実習施設の管理者にただちに報告する
- 当該学生は実習を停止。他の学生との接触状況および健康状態を確認する(他の学生が、濃厚接触者と判断された場合は保健所の指示に従う)
- 当該学生の実習対象者への対応については、実習施設の指示に従う
- 学内での情報共有では情報管理を徹底し、感染した学生が誹謗中傷されないように配慮する

公益社団法人 大阪府看護協会  
「コロナ禍において安全で安心して臨地実習を実施するための基本方針」より



# 実習施設

実習施設として  
安全で安心して臨地実習を行うために  
準備・確認を要すること

学生が安全で安心して臨地実習が行えるように、学生および看護実習対象者(担当患者・利用者：以下、実習対象者)の安全を最優先とし、従来の実習形態にとらわれず、臨床で学んでほしい内容や場面について学校と十分に協議する。その上で実習施設や部署の特殊性を活かした学習環境の提供に努める。

## 1 実習前

CHECK!

- 自施設の感染対策について学校(学生)に説明するとともに、自施設での職員向けの感染対策と本基本方針との感染対策に相違がある場合は、事前に学校と調整する
- 実習対象者に、臨地実習における学生の感染対策について説明する
- 実習対象者の選定(入院直後ではなく、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を疑う症状を認めない者など)、実習の達成目標、実習内容や方法について、学校と相談し調整する
- 侵襲的な処置およびエアロゾルが発生する状況においては、フェイスシールドやN-95マスクなどを装着した感染対策が必要となるため、ケア実施の可否および感染対策方法については学校と十分に協議する(フェイスシールド等を装着して見学可または実習可、もしくは見学も不可など)

❗ 以下の処置については慎重に取り扱い、看護師の対応に準ずる

- 例 ▶ 実習対象者がマスクを装着できない場合の日常生活援助  
(食事介助・口腔ケア・清拭やシャワー介助など)
- ▶ 実習対象者と15分以上接触し、密着するケアを実践する場合
- ▶ 吸引処置や酸素吸入などによりエアロゾルが発生する状況がある場合 など

- 学生および実習対象者に37.5℃以上の発熱やCOVID-19を疑う症状があったとき、COVID-19と診断されたとき、濃厚接触者と判断されたときの報告体制や対応方法について、事前に学校と協議しておく
- 学生が使用する感染対策物品(マスクや消毒物品など)の準備について、学校と調整を行う

## 2 実習中

CHECK!

- 学生が正しく感染対策を実施しているか適宜確認し、指導する
- 学生が感染対策について不安や心配がないか確認し、それらを緩和できるように働きかける
- 学生が使用する場所(更衣室・休憩室・カンファレンス室など)が、密にならないように場所や使用時間を調整する
- 実習対象者へのケア時は実習対象者にもマスク着用を協力を得る



### 実習対象者に COVID-19 を疑う症状がある場合

- 実習対象者に COVID-19 を疑う症状(発熱を含む)が出現した場合は、担当学生の実習を停止し、実習対象者のPCR検査結果の陰性確認によって実習を再開させる(※施設の方針に準ずる)

### 実習対象者が濃厚接触者と判断された場合

- 受持ちを中止し、実習対象者のPCR検査結果が判明するまでは一旦実習を停止する
- ▶ 実習対象者のPCR検査結果が陰性の場合、実習対象者を変更して実習を再開する(※施設の方針に準ずる)

### 実習対象者が COVID-19 と診断された場合

- 当該学生は濃厚接触者、あるいは接触者としての疫学的調査対象者になる可能性があるため調査の聞き取りができる状況で自宅待機とし保健所の指示に従う
- 当該学生が濃厚接触者に該当すると判断された場合は、保健所の指示に従い自宅待機期間は実習を停止する

実習施設

学生・学校・実習施設それぞれの感染対策、注意事項